

報告第1号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成31年 2月 8日提出

みやき町長 末 安 伸 之

専決処分第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成31年1月9日

みやき町長 末 安 伸 之



損額賠償に係る和解及び損額賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損額賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方 略

2 事案の概要

平成 30 年 10 月 20 日午後 2 時頃、みやき町大字簗原 3072 番地先の町道簗原西部線を北から南へ走行中、町道上に穴（窪み）があることに気付かずに通過した際、自動車の右半分が陥没箇所へ落ち込み重機を用いて車両の引き上げを行ったものである。

本件は、町道における管理の瑕疵に起因し発生した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として 21,168 円を支払う。

